

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長 冨田幸彦

#### 湯河原町条例第 8 号

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号イ中「21,830人」を「20,540人」に改め、同号ウ中「15,540立方メートル」を「14,690立方メートル」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。